

(3) 港湾の道路の性能照査における設計車両の設定に当たっては、セミトレーラ連結車の通行が想定される場合、道路構造令における全ての道路の区分において、セミトレーラ連結車を設計車両とする。さらに、必要に応じて、新規格車等の特殊な車両を設計車両とすることができる。

(4) 港湾の特性に応じて特に定める事項には、一般に以下のものがある。

- ①車道及び車線
- ②建築限界
- ③曲線部の拡幅
- ④縦断勾配
- ⑤平面交差
- ⑥舗装

(5) 港湾の道路の性能照査における計画交通量の設定にあたっては、当該港湾の特性に応じて、発生集中交通量を、当該港湾における物流に関連する交通量、当該港湾に立地する産業に関連する交通量、緑地・マリーナ等の施設に関連する交通量等に区分して推計することができる。ここで、当該港湾における物流に関連する交通量は、港湾取扱貨物量・コンテナ港湾取扱個数等に基づいて実績あるいは予測による原単位から推計することができる。また、当該港湾に立地する産業に関連する交通量は、立地する産業の敷地面積・従業員数等に基づいて実績あるいは予測による原単位から推計することができる。さらに、緑地・マリーナ等施設等に関連する交通量は、類似する施設の実績あるいは予測による原単位から推計することができる。

なお、港湾の道路の性能照査における発生集中交通量の推計において、当該港湾の特性に応じて推計される計画交通量と当該港湾に起終点を有しない通過交通の計画交通量とを一体化する場合には、これらの推計に基づく要素の調整を図るために、想定対象日・大型車混入率等の整合性を確保する必要がある。

(6) 港湾の道路の性能照査における舗装の構造の照査に当たっては、セミトレーラ連結車、モビルクレーン等の特殊な車両の交通量等を勘案して、走行車両の輪荷重を適切に設定する。

(7) 耐震強化施設に接続する港湾の道路の性能照査における配置の検討に当たっては、レベル2地震動の作用後であっても、当該道路の道路としての機能が確保されるように、倒壊建物等による当該道路の遮断の回避、緊急時に障害となりうる附属施設の排除等に配慮する。

(8) 一般に、港湾の道路の附属施設については、一般の道路の附属施設に関する規定に準じることができる。
なお、幼児や児童も含めて、不特定かつ多数の者の利用が見込まれる場合における転落防止柵の構造形式や諸元等については、必要に応じて【施】第4章14.8 親水性護岸及び【施】第4章5 親水性防波堤を参考とすることができる。

2.2 車道及び車線

(1) 港湾の道路の車線数の設定にあつては、高橋¹⁾が示している以下の(3)～(6)の方法を用いることができる。

(2) 車線数の設定は、一般に図－2.2.1に示す順序で行うことが望ましい。